

<名古屋市防災会議>

名古屋市防災会議地震災害対策部会及び分科会の開催について

1 趣旨

国や県の動向や令和6年能登半島地震等を踏まえ、南海トラフ地震および活断層型地震が発生した場合における本市の被害の様相を明らかにする必要がある。

今後、これまでの取組や教訓を総括し、最新の知見や社会状況の変化などを踏まえ、新たな被害想定調査をするとともに、その結果を基に、震災対策に係る今後の対応検討を実施するにあたって、専門的見地から当該事項について調査審議するため、名古屋市防災会議条例及び名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱等に基づき、地震災害対策部会を開催し、その部会の下に専門委員で構成する分科会で詳細に審議する。

2 部会の所掌事務

- (1) 地震災害の想定に関する事項
- (2) 地震災害の予防に関する事項
- (3) 地震災害の応急対策に関する事項
- (4) その他地震災害対策に関し、部会において必要と認める事項

3 専門委員(案)

専門委員は、地震災害の想定、予防などに関する事項を審議するために専門的な学識を持つ有識者を選定する。

4 スケジュール(案)

令和7年6月～9月	・部会の開催 ・専門委員委嘱手続き
令和7年度下半期～	・分科会の開催
令和9年6月頃	・名古屋市防災会議にて審議内容等を報告

参考:防災会議条例

第8条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

参考:地震災害対策部会運営要領

第3条 分科会は、部会長が指名する委員及び専門委員で構成する。

2 分科会は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する委員が会議を主宰する。